

銀行業界における独占禁止法遵守に関する対応状況等の
アンケート結果について

〔調査対象〕平成18年11月17日時点の全銀協会員187行のうち、その後脱退した2行を除く185行（正会員128、銀行持株会社会員3、準会員54）を対象とした（以下、「全会員」という。）

なお、企業との融資取引を行っていない銀行は21行（正会員3、銀行持株会社会員3、準会員15）である。

1.平成18年6月に公正取引委員会が公表した「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」の認知度について

	合計	正会員	持株・準会員
公表したことも、内容についても知っている。	183 (19)	128 (3)	55 (16)
公表していることは知っているが、内容は知らない。	2 (2)	0	2 (2)
公表していることを知らなかった。	0	0	0
合 計	185 (21)	128 (3)	57 (18)

(())は融資取引を行っていない銀行。「持株」は銀行持株会社会員。以下同じ。)

・全会員(185行)が公表の事実を知っており、そのうち183行が内容についても知っているとして回答した。なお、公表の事実を知っているが、内容は知らないとして回答した準会員2行は、いずれも融資取引を行っていない銀行である。

2.金融庁の通達(平成18年6月22日付「取引等の適切性確保への取組みの再徹底について」)において指摘されていた事項への対応状況について(複数回答)

	合計	正会員	持株・準会員
勧告事案をはじめ公正取引委員会がこれまで整理・公表している行為類型等の内容を、経営陣自身が把握・理解した。	181 (18)	128 (3)	53 (15)
の対応を行ったうえで、本部・営業現場に周知・徹底した。	173 (9)	128 (3)	45 (6)
態勢面を含めた検証や問題点の是正等の適切な対応を行った(または、現在行っている。)	177 (15)	128 (3)	49 (12)

・全会員(185行)のうち181行が、「勧告事案をはじめ公正取引委員会がこれまで整理・公表している行為類型等の内容を、経営陣自身が把握・理解した」と回答している。

- ・全会員のうち173行が、「勧告事案をはじめ公正取引委員会がこれまで整理・公表している行為類型等の内容を、経営陣自身が把握・理解したうえで、本部・営業現場に周知・徹底した」と回答している。
- ・全会員のうち177行が、「態勢面を含めた検証や問題点の是正等の適切な対応を行った（または現在行っている）」と回答している。
- ・～を選択しなかった会員の大宗は、融資取引を行っていない銀行であった。を選択しなかった銀行を例にとると、8行（全て準会員）のうち6行は融資取引のない銀行であり、残り2行は、支店閉鎖予定であること、業務内容・取扱商品を勘案すると独占禁止法上問題となる事例は考えられないことを理由に挙げていた。

3. 独占禁止法遵守に関するコンプライアンス態勢の整備状況について

- ・独占禁止法遵守に関する具体的な取組みとして、多くの会員で、経営トップ自らの呼びかけ¹、行動指針やコンプライアンス・マニュアルの作成・改訂²、研修の実施、監査などチェック体制の強化³といった取組みを行っている。
- ・独占禁止法遵守に関する行動指針やコンプライアンス・マニュアルへの記載は、91.9%（170行）が行っており、このうち66行が独占禁止法に内容を特化したものを作成している。
- ・独占禁止法に関する定期的な研修は、94.1%（174行）が実施していると回答した。実施対象の内訳をみると、全従業員に対して行っているとする銀行が32.4%（60行）あった。このほか、管理職に対して実施している（22.2%、41行）営業従事者（支店行員）に対して実施している（19.5%、36行）採用時に導入研修として行っている（19.5%、36行）という回答があった（実施対象の内訳は複数回答）。
- ・独占禁止法に関する社内監査については、78.4%（145行）が実施していると回答した。実施状況をみると、定例監査の一部として行っている銀行が132行、定例監査とは別に行っている会員が25行であった⁴ほか、今後実施予定という銀行が6行あった。
- ・顧客からの相談・苦情への対応方法については、苦情吸上げ 分析・評価 行内情報提供 経営陣への報告といった組織的な対応を行っている、苦情事例集を定期的に発行して営業担当者まで還元している、一定期間、未解決の苦情について、経営層への報告や対応協議等を行っている、苦情を全件データベース化して行内LAN等により情報を共有化しているといった工夫を行っている銀行がみられた。

以 上

¹ 呼びかけの方法は、取締役会や支店長会議等の会合のほか、全職員へのメール送信、特別通達の発出、コンプライアンス・マニュアルの前文へのメッセージ挿入など。

² 改訂内容は、優越的地位の濫用など問題事例の追記や記述強化、リスク商品の販売態勢の見直しなど。

³ 具体的には、懸案事例に係る一斉点検の実施、監査の厳正化、監査項目の追加、チェックシートの改訂など。

⁴ 独占禁止法に関する監査と定例監査の両方で監査を実施している銀行があるため合計数は一致しない。